

長野市飲食・観光関連事業者支援金 Q & A

【事業全般について】

Q 1 どのような事業者が対象になりますか？

以下の①②に該当する事業者が対象となります。

①市内飲食店と直接的な取引がある事業者

- ・食材、飲料（酒含む）、調味料などを直接納品している事業者
- ・割りばし、おしぼりなどの消耗品を直接納品している事業者
- ・制服のクリーニングや、店舗の清掃、ごみの廃棄などを直接実施（受託）している事業者 など

②観光関連事業者

- ・宿泊業（旅館、ホテル、簡易宿所）
- ・旅客輸送業（貸切バス、タクシー、運転代行）
- ・旅行業、旅行業者代理業
- ・自動車賃貸業（レンタカー）
- ・飲食業（時短要請対象外となる昼間のみ営業の店舗や酒類の提供を行っていない店舗）
- ・お土産物店（小売店のうち、専ら観光客等を相手に地場産品等を販売する事業者）

Q 2 申請受付の時期を教えてください？

令和3年9月13日（月）から令和3年10月29日（金）まで（10月29日（金）の消印有効です。受付期間を過ぎると申請書類の受付ができませんので、必ず期間内にご提出ください。

Q 3 支援金額はいくらですか？

1事業者につき、1回限りの申請で、法人の場合は20万円、個人事業主の場合は10万円です。

Q 4 飲食店は対象となりますか？

長野県が令和3年8月16日に発出した時短要請の対象となった店舗（酒類の提供を行う飲食店）は、本支援金の対象となりません。なお、昼間の営業のみ等で時短要請の対象とならなかった飲食店は「観光関連事業者」として、本支援金の対象となります。

Q 5 複数事業所を運営していますが、事業所ごとに支給対象になりますか？

事業所（店舗）ごとでなく、1事業者につき1回限りの支給となります。

Q 6 「20%の売上減少」はどの部分の売上を見れば良いですか？

複数事業を実施している場合でも、事業者全体の売上とします。支援金の支給対象外の事業も含めた、全事業の合計売上金で比較してください。なお、個人事業主の事業所得以外の収入（給与等）は売上に加算する必要はありません。

Q7 国（経済産業省）が支給する「月次支援金」、長野県が支給する「特別応援金」などを受給する予定ですが、長野市のこの支援金の支給も受けられますか？また、これらの収入は比較対象となる、今年の売上に加算する必要はありますか？

受給できます。また、今年の売上に加算する必要はありません。

Q8 申請受付要項、申請書式等はどこで入手できますか？

長野市のホームページからダウンロードできます。

(URL) <https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/skr/478601.html>



また、長野市役所 本庁舎 商工労働課窓口でも配布しています。

Q9 申請書はどこにどのように提出すれば良いですか？

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請書類は次の宛先へ郵送でご提出ください。

なお、封筒の裏面には差出人のご住所及びお名前を必ずご記載ください。

令和3年10月29日（金）の消印有効です。

(提出先) 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地
長野市役所 商工労働課 飲食・観光関連事業者支援金担当

Q10 所得税の確定申告をしていない場合は申請できませんか？税務署に提出した開業届ではだめですか？

法人の場合は、令和2年8月（又は9月）の売上の確認できる、法人税確定申告書別表一と法人事業概況説明書の写し、個人事業主の場合は令和2年1月から12月についての確定申告書（第1表）の写しと令和2年8月（又は9月）の売上のわかる青色申告決算書又は売上台帳の写しを添付してください。確定申告がお済みでない事業者は、申告後に本支援金の申請をしてください。開業間もないため申告の時期を迎えていない事業者を除いて、開業届のみでは申請をお受けできません。

なお、中小法人等については、合理的な事由で上記書類を提出できない場合は、税理士の署名がある事業収入を証明する種類で代替可能です。また、個人事業主等については、確定申告義務のない場合その他合理的な事由がある場合は、住民税の申告書の控え（写し）で代替可能です。

Q11 所得税を電子申告したため、確定申告書に税務署の受付印が押されていません。どうしたらよいですか？

電子申告の場合、受付印は押印されないため、受付日時の印字された「受信通知」と「申告データを出力したもの」を一緒にご提出ください。

Q12 申請書を提出した後どのような手続きになりますか？

申請書類をご提出いただいた後、審査を行い、内容の確認や書類の不備などがあった場合、商工労働課からご連絡させていただきます。また、審査の結果、支援金の支給が決定した場合には、商工労働課から支給決定通知をご送付いたします。

Q13 事業を新たに始めたばかりなのですが、支援金の対象になりますか？

令和3年7月31日までに開業し、申請日現在で長野市内に営業所・事業所がある場合は支援金の対象となります。なお、その場合は、事業開始日のわかる「開業届」の写しを提出してください。

令和3年8月1日以降に開業した事業者は対象となりません。

Q14 事業を新たに始めた場合や、今回の支援金の対象となる事業のほか飲食店事業を営んでいて、長野県の時短協力金を受給予定の場合、売上金額はどのように計算すれば良いですか？

本Q&A巻末の「参考資料：売上金額の計算方法」をご覧ください。

Q15 (本人確認書類について)

転居や結婚等により運転免許証に記載された住所・氏名が申請書と一致しません。この場合はどうすれば良いですか？

運転免許証の裏面に変更後の住所や氏名の記載がある場合は、その写しを表面とともに提出いただくことで確認が可能です。記載がない場合は住民票を提出してください。

Q16 「新型コロナ対策推進宣言」などを掲示していないと、支援金は支給されないですか？

支援金の対象要件として、「信州の安心なお店」認証制度登録店舗であること、又はガイドライン遵守のうえ、「新型コロナ対策推進宣言」などを掲示していただくことが必要です。

※ 国、長野市の感染防止対策にかかるポスターなどでも可能です。

Q17 「新型コロナ対策推進宣言」のステッカーを入手するにはどうしたらいいですか？

入手方法については、県のホームページをご覧ください。

https://www.pref.nagano.lg.jp/service/corona_taisakusengen.html#shitsumon

【直接取引事業者について】

Q18 飲食店との取引の証拠となる書類はどんなものですか？取引何件分の提出が必要ですか？

納品書の写し、領収書の写し、発注書の写しなど、長野市内の飲食店と、令和3年4月から7月の間に取引があったことがわかる書類を提出してください。この書類には、令和3年4月から7月の日付、取引先飲食店名、申請事業者名、商品（取引）名、単価・数量等の内訳の記載が必要です。

提出は、申請様式2「対象事業所等確認書（直接取引事業者用）」に記載いただいた内容の1件分のみ提出で構いません。複数提出いただく必要はありません。

Q19 飲食店以外にも様々な業種のお店に商品を納入しています。売上要件（対前年同月比、対前々年同月比等）の売上とは、飲食店との取引額のことですか？そのほかの事業収入も含めた額ですか？

飲食店との取引以外も含めた事業者の総売上が対象です。一部の売上額ではありません。

Q20 飲食店との取引が事業全体の売上のごく一部でも申請できますか？

飲食店との取引が確認できれば対象となります。取引の大小は関係ありません。

Q21 農家は対象になりますか？

確定申告を行い、市内の飲食店との直接取引が確認できる等の要件を満たせば対象となります。

Q22 飲食店の利用客に花を販売しています。支援金の対象になりますか？

飲食店の利用客に対して直接商品・現金のやりとりをしている場合は、飲食店との取引ではないため対象とはなりません

Q23 保険の加入も飲食店との直接取引に含まれますか？

保険は直接取引に含まれず、今回の支援金の対象となりません。

Q24 飲食店の家賃は直接取引に含まれますか？

家賃は直接取引に含まれず、今回の支援金の対象となりません。

Q25 飲食店から仕出しをしてもらい、代金を飲食店に支払っている場合も対象になりますか？

対象となりません。飲食店に物やサービスを提供し、金銭を受け取っている取引でなければなりません。お金と物・サービスの動きが逆の場合は対象となりません。

【観光関連事業者について】

Q26 民泊事業を営んでいますが対象になりますか？

対象となりません。ただし、旅館業法第3項に規定する簡易宿所営業の許可を受けて事業を営んでいる場合は対象となります。

Q27 雑貨店で、商品の一部にお土産を取り扱っています。支援金の対象になりますか？

「土産物店」は、「専ら観光客等を相手に土産物（地場産品等）を販売する事業者が該当します。具体的には、①店舗の概ね2分の1以上を土産物販売に利用していること ②自店が「土産物店」として旅行雑誌等に掲載されていること が該当の条件となります。

Q28 必要な事業許可証の期限が切れていても申請できますか？

対象月及び申請日時点において、期限切れを含め必要な営業許可を取得していない場合は申請できません。

<観光関連事業者／時短要請の対象外の飲食店関係>

Q29 長野県の時短要請対象外の飲食店とはどんな店舗ですか？また、キッチンカーは支援金を申請できますか。

長野県から長野市内の飲食店に令和3年8月19日から発出された営業時間短縮等の要請を受けた事業者以外の事業者を指します。具体的には、昼間のみ営業の店舗や、酒類の提供を行っていない店舗等です。

なお、車両上で食材を調理・提供するキッチンカーは支援金支給の対象となります。この場合、申請時にキッチンカーの営業中の外観の写真に加えて、営業に必要な許可証の写しを添付してください。なお申請に必要な許可は以下に掲げる食品衛生法の許可です。

(現行法、旧 法) 飲食店営業 (移動営業車)

(旧 法) 菓子製造業 (移動営業車)、アイスクリーム類製造業 (移動営業車)、
喫茶店営業 (移動営業車)

Q30 食品営業許可書の有効期限が切れていても申請できますか？

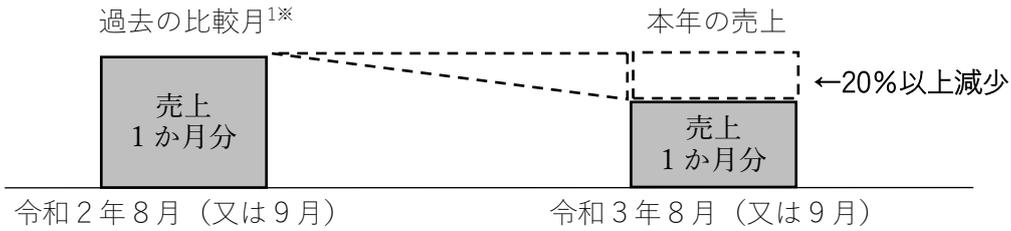
申請できません。

Q31 食品営業許可書に記載されている営業者名が支援金申請者と異なる場合、どうすれば良いですか？

食品営業許可書の営業者名を支援金申請者名に変更していただくか、支援金申請者が店舗を管理していることがわかる賃貸借契約書の写しか公共料金等の写しなどを提出してください。

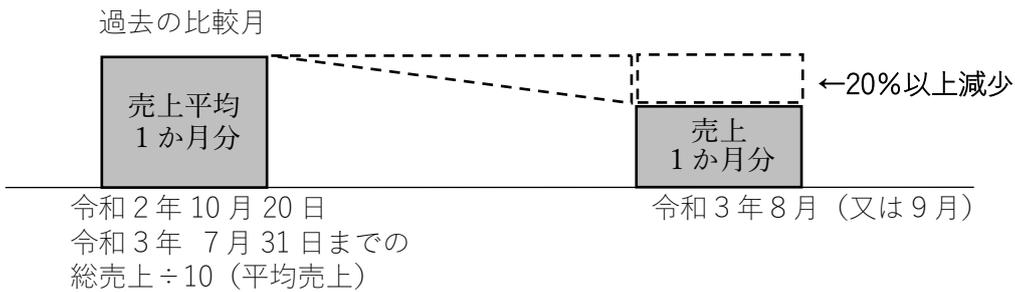
参考資料：売上金額の計算方法

【基本例】



①令和2年10月20日に開業した事業者の場合

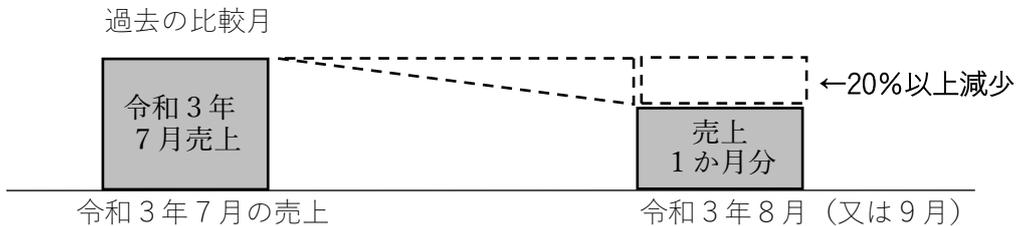
（1年以内に開業した事業者／令和2年10月以前の売上なし）



【計算方法】過去の営業実績の1カ月あたりの平均売上を「過去の比較月」とする。

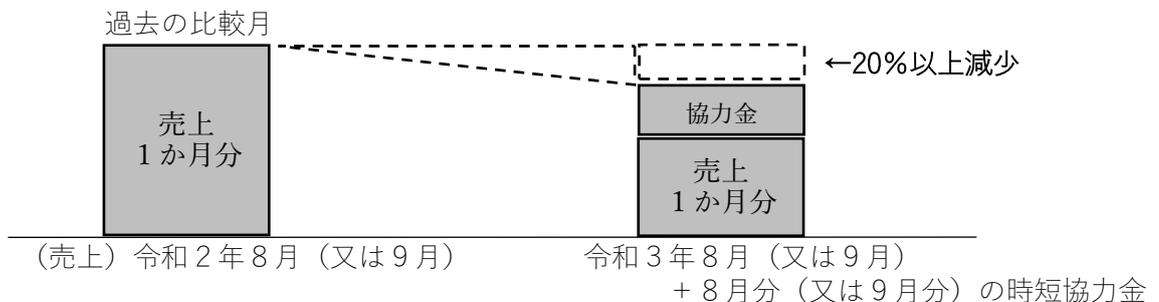
②令和3年7月15日に開業した事業者の場合

（過去の比較月が1カ月無い）



【計算方法】令和3年7月の全売上（例では17日分）を「過去の比較月」とする。

③飲食業を含む複数事業を営んでおり、令和3年度に飲食業部分について長野県の時短協力金を受給した（予定含む）。



【計算方法】比較の対象とする令和3年8月（又は9月）の売上に時短協力金の受給額（該当月分の予定額）を加算する。

¹ 過去の比較月…前年（令和2年）の売上又は前々年（令和元年）の売上のいずれを採用しても良い。